



令和3年 9月6日(月)
(2021年)

No. 15489 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

特許無効審判審決取消請求 (不成立) 事件

(「免疫原性組成物を安定化させ、沈殿を阻害する新規製剤」特許 (第6192115号)
取消請求事件 (発明が容易想到でないこと) [上] (全2回)

—令和2年(行ケ)第10015号、令和3年5月17日判決言渡—

取消事由1 (相違点3の認定の誤り) について、審決が相違点3を認定した点に誤りはないとした。
取消事由2 (相違点1の判断の誤り) について、審決の判断は相当でないとした。
取消事由3 (相違点4の判断の誤り) について、審決には誤りがないとした。

第1 当裁判所の判断

1 取消事由1 (相違点3の認定の誤り) について

原告は、相違点3を認定したのは誤りであると主張する。審決は、他の相違点1、4が容易想到で

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務 (海外を含む) に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-5 リンクスクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-6701-7231

E-mail jun20dai@gmail.com